

特定教育・保育施設の利用定員の設定について

菊川市では、平成30年2月に策定の『菊川市幼保施設整備計画（基本方針）』（令和5年2月中間見直し）、令和2年2月に策定の『第2期菊川市子ども・子育て支援事業計画』（令和5年2月中間見直し）に基づき、幼保施設の教育・保育の提供体制を確保しています。

今回は、令和7年4月1日からの「小笠北認定こども園」の開園及び「おおぞら認定こども園」の民営化に伴いそれぞれ利用定員を設定する必要が生じたので、菊川市子ども・子育て会議条例第2条第1号に基づき、子ども・子育て会議に諮ります。

1 菊川市の現状（特定教育・保育施設の利用定員数）

(人)

	1号	2号	3号	合計
利用定員数(R6.4.1)	585	760	447	1,792
利用児童数(R6.4.1)	292	740	412	1,444
過不足	293	20	35	348

2 利用定員の設定

(1) 小笠北認定こども園（幼稚園→幼保連携型こども園）【公立→公立】

令和7年4月1日から開園する小笠北認定こども園の利用定員を下記のとおり設定します。

(人)

年度	定員の種類	3号認定		2号認定	1号認定	合計
		0歳	1・2歳			
R6年度	認可定員	—	—	—	210	210
	利用定員	—	—	—	210	210
R7年度	認可定員	0	12	27	53	92
	利用定員	0	12	27	53	92

(2) おおぞら認定こども園

（幼保連携型認定こども園→※公私連携幼保連携型認定こども園）【公立→私立】

令和7年4月1日から開園するおおぞら認定こども園の利用定員を下記のとおり設定します。

(人)

年度	定員の種類	3号認定		2号認定	1号認定	合計
		0歳	1・2歳			
R6年度	認可定員	9	36	90	120	255
	利用定員	9	36	90	120	255
R7年度	認可定員	9	36	90	90	225
	利用定員	9	36	90	90	225

(3) 特定教育・保育施設の利用定員数

(人)

	1号	2号	3号	合計
利用定員数(R7.4.1)	398	787	459	1,644
利用児童数(R6.4.1)	292	740	412	1,444
過不足	106	47	47	200

●認可定員と利用定員について

認可定員

- ・認可を受けるときに設定します。
- ・施設が認可基準を満たしていると認められた定員で、最大受入能力の意味合いが強いです。

利用定員

- ・給付費の単価を設定するため、実態の園児数に合わせて設定する必要があります。
- ・確認の手続きの際に設定し、施設型給付及び地域型給付を受ける施設のみ設定します。

※公私連携幼保連携型認定こども園

公立園を民営化するにあたり、新たな運営法人の提供する教育・保育、子育て支援事業について確実に担保するため、市と法人が協定を締結し、協定に基づく法人への指導監督・支援を行い適正な運営の維持に努める新たな運営形態です。

保護者が心配しているおおぞら認定こども園の教育・保育方針が様変わりしてしまうことを避けることができ、また、職員の派遣等を行うことで保育士の入れ替わり等による園児や保護者への影響などを解消しながら民営化できるといったメリットがあります。

3 利用定員を設定する認定こども園の概要

(1) 小笠北認定こども園

- (ア) 事業の種類 幼保連携型認定こども園
- (イ) 運営法人 菊川市
- (ウ) 施設名称 小笠北認定こども園
- (エ) 施設の所在地 菊川市嶺田85



(2) おおぞら認定こども園

- (ア) 事業の種類 公私連携幼保連携型認定こども園
- (イ) 運営法人 社会福祉法人 春献美会
- (ウ) 施設名称 おおぞら認定こども園
- (エ) 施設の所在地 菊川市下内田832-1

